

電気設備保安点検に伴う計画停電による
救急患者の受入制限について

当院では電気事業法第 42 条第 1 項の規定に基づく電気設備保安点検に伴う計画停電を実施することとなり、一部の設備及び医療機器の停止により一時救急患者様への対応が困難となります。

つきまして、下記時間中の救急車の受け入れをお断りするとともに、救急診療を最小限に縮小して運用すべくご協力をお願いしたく存じます。

当院の都合により大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

救急受入制限

【日時】 自：令和 8 年 1 0 月 2 5 日（日） 8 時 3 0 分
至：令和 8 年 1 0 月 2 5 日（日） 1 7 時 1 5 分 （予定）

【対象】 成人（おとな…18 歳以上（高校生除く））

- ・救急車による搬送は、受け入れできません。
- ・救急車による搬送以外の救急患者については可能な限り救急外来で診療します。

※成育（こども…18 歳未満及び高校生まで）及び周産期（妊婦、新生児）につきましては、通常の救急対応をしますので、救急車による搬送を含めて、救急外来にて診療いたします。

以上